

平成 29 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 広島ガス株式会社

代表者名 代表取締役社長 松藤 研介

(コード番号 9535 東証第一部)

問合せ先 常務執行役員 総務部長 池上 博文

TEL 082-252-3000 (総務部)

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の再導入について

当社は、平成29年12月22日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、「広島ガス自社株投資会」(以下、「投資会」といいます。)への安定的な株式供給及び当社のコーポレート・ガバナンス向上を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の再導入を決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 本プラン再導入の目的

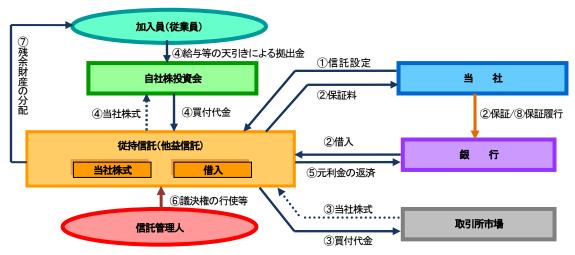
本プランは、投資会に加入する全ての従業員を対象とする仕組みであり、幅広い従業員が株価を意識し、企業価値向上を目指して業務遂行することを促すものです。また、投資会が市場の流動性の影響を受けることなく円滑に当社株式の買付を行うことができ、さらに、従業員の利益を代表した信託管理人が投資会の意思を反映した「広島ガス自社株投資会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)内の当社株式に関わる議決権行使を行うことから、従業員が株主としてその意思を企業経営に反映させることにより、当社のコーポレート・ガバナンスが一層向上することが期待されます。

当社は、平成 19 年 8 月に本プランを導入し、その後、本プランの終了に伴い平成 22 年 12 月に 2 回目、平成 27 年 12 月に 3 回目と、過去 3 回にわたり導入してまいりました。現在導入中の 3 回目の本プランが平成 30 年 1 月に終了する見込みであることから、これまでの導入実績等を総合的に勘案した結果、4 回目となる本プランを再び導入することといたしました。

### 2. 本プランの概要

本プランでは、当社が信託銀行に従持信託を設定し、従持信託は、今後3年間にわたり投資会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め一括して取得し、毎月一定日に投資会に対して当社株式を売却します。信託終了時点で従持信託内に当社株価の上昇による株式売却益相当額が累積した場合には、受益者適格要件を満たす投資会会員に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することとなります。

#### 3. 本プランの仕組み



(注) 実線(⑥を除く) は資金の移動、点線は株式の移動を示しています。

- ① 当社は、受益者適格要件を充足する投資会会員を受益者とした従持信託(他益信託)を設定します。
- ② 従持信託は、借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行い、当社は当該借入に対して保証します。 当社は、かかる保証の対価として保証料を従持信託から受け取ります。
- ③ 従持信託は、信託期間内に投資会が取得すると見込まれる数の当社株式を取引所市場から取得します。
- ④ 従持信託は信託期間を通じ、③に従って取得した当社株式を、一定の計画(条件及び方法)に従って継続的に投資会に時価で売却します。
- ⑤ 従持信託は、投資会への当社株式の売却により得た株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、 借入の元利金を返済します。
- ⑥ 従持信託が保有する当社株式に係る議決権については、受益者のために選定された信託管理人の指図に基づき、 行使します。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、換価処分の上、受益者適格要件を充足する者に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、②記載の保証行為に基づき、当社が弁済します。

# 4. 従持信託の概要

- (1) 名 称 広島ガス自社株投資会専用信託
- (2)委託者 当社
- (3) 受 託 者 野村信託銀行株式会社
- (4) 受 益 者 受益者適格要件を満たす投資会会員(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在する に至ります。)
- (5) 信託契約日 平成29年12月22日
- (6) 信託の期間 平成29年12月22日~平成33年3月4日
- (7) 信託の目的 投資会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付

## 5. 従持信託による当社株式の取得の内容

(1) 取得する株式の種類 当社普通株式

(2) 株式の取得価格の総額 167 百万円を上限とする

(3) 株式の取得期間 平成30年1月10日~平成30年3月19日まで

(4) 株式の取得方法 取引所市場より取得

## (参考) E-Ship®は野村證券株式会社の登録商標です。

E-Ship® (Employee Shareholding Incentive Plan の略称) は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村證券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した従業員向けインセンティブ・プランです。

以上